

枚方市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(枚方市事務分掌規則の一部改正)

第1条 枚方市事務分掌規則（平成10年枚方市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「部等」を「部及び室」に改め、同条の表を次のように改める。

部	室	課
危機管理部		危機管理政策課
		危機管理対策推進課
市長公室		秘書課
		広報プロモーション課
		広聴相談課
	人権政策室	
		市民活動課
総合政策部	企画政策室	企画課
		政策推進課
		財政課
		行革推進課
		D X 推進課
市民生活部	市民室	地域サービス課
		市民課
	国民健康保険室	国民健康保険課
		後期高齢者医療課
		年金児童手当課
		医療助成課
	税務室	市民税課
		資産税課
		納税課
	総務部	
職員課		
コンプライアンス推進課		
総務管理室		総務管理課
		財産管理課
		契約課

		工事検査課
観光にぎわい部		観光交流課
		商工振興課
		農業振興課
		文化生涯学習課
		文化財課
		スポーツ振興課
健康福祉部		健康福祉政策課
	健康寿命推進室	長寿・介護保険課
		健康づくり・介護予防課
		母子保健課
		福祉指導監査課
	福祉事務所	健康福祉総合相談課
		障害企画課
		障害支援課
		生活福祉課
		保健医療課
		保健衛生課
		保健予防課
子ども未来部		子ども青少年政策課
	子どもの育ち見守り室	子ども相談課
		子ども支援課
	子育て支援室	私立保育幼稚園課
		公立保育幼稚園課
		保育幼稚園入園課
環境部		環境政策課
	循環型社会推進室	循環型社会推進課
		ごみ減量推進課
		家庭ごみ業務第1課
		家庭ごみ業務第2課
		穂谷川資源循環センター
		東部資源循環センター
		希釈放流センター
		環境指導課
都市整備部		都市計画課

		住宅まちづくり課
	市街地整備室	市街地開発課
		連続立体交差課
	施設整備室	施設計画課
		建築課
		設備課
		施設管理課
	開発指導室	開発調整課
		審査指導課
	土木部	
		道路河川整備課
みち・みどり室		道路公園管理課
		維持補修課
		工事委託課
		交通対策課
	用地課	

第2条第1項の表中

「

秘書課	市長公室
-----	------

」

を

「

危機管理政策課	危機管理部
秘書課	市長公室

」

に改め、同表企画政策室の項中「企画政策室」を「企画課」に改め、同表市民室の項中「市民室」を「地域サービス課」に改め、同表健康福祉総務課の項中「健康福祉総務課」を「健康福祉政策課」に改め、同表環境政策室の項中「環境政策室」を「環境政策課」に改める。

第3条中「（条例第1条に規定する部等のうち危機管理室及び子どもの育ち見守りセンターを含む。第17条及び第18条において同じ。）」を削る。

第5条を次のように改める。

（危機管理部の事務）

第5条 危機管理部の課において分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

危機管理政策課

- (1) 危機管理に係る調査研究、企画、立案及び総合調整に関すること。
- (2) 危機管理に係る初動体制の確立及び総括に関すること。

- (3) 危機管理に関する計画の策定及び推進に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (4) 防災会議に関すること。
- (5) 国民保護協議会に関すること。
- (6) 市民生活における安全対策に関すること。
- (7) 防犯に関すること。
- (8) 地域防災センターに関すること。

危機管理対策推進課

- (1) 危機管理に関する計画の策定及び推進に係る調整に関すること。
- (2) 地域防災に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (3) 災害時の救援に関すること。
- (4) 国民保護に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (5) 急傾斜地に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (6) 災害対策本部に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (7) 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関すること。
- (8) 消防団に関すること。
- (9) 消防組合及び水防組合に関すること。

第6条を削る。

第7条の表市民活動課の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同項第9号中「及び技能勤労者表彰審査会」を削り、同号を同項第8号とし、同条を第6条とする。

第8条中「室及び」を削り、同条の表企画政策室の項中「企画政策室」を「企画政策室企画課」に改め、第10号から第12号までを削り、同項の次に次のように加える。

企画政策室政策推進課

- (1) 市長の特命に係る調査研究、企画、立案及び総合調整に関すること。
- (2) 民間活力の導入の推進に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (3) まちの魅力向上に係るマーケティングに関すること。

第8条の表行革推進課の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同表ICT戦略課の項中「ICT戦略課」を「DX推進課」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「室及び」を削り、同条の表市民室の項を次のように改める。

市民室地域サービス課

- (1) 支所において処理する戸籍に関すること。
- (2) 支所において処理する埋火葬の許可に関すること。
- (3) 支所において処理する住民基本台帳に関すること。
- (4) 支所において処理する印鑑登録に関すること。
- (5) 枚方市駅市民室サービスセンター管理規則（平成6年枚方市規則第32号）第3条に規定す

る業務に関すること。

- (6) 支所において処理する住居表示に関すること。
- (7) 支所において処理する公的個人認証サービスに関すること。
- (8) 支所において処理する個人番号の指定等及び個人番号カードの交付に関すること。
- (9) 総合窓口（支所に限る。）において処理する児童手当に関すること。
- (10) 総合窓口（支所に限る。）において処理する国民年金に関すること。
- (11) 総合窓口（支所に限る。）において処理する国民健康保険に関すること。
- (12) 総合窓口（支所に限る。）において処理する介護保険に関すること。
- (13) 総合窓口（支所に限る。）において処理する後期高齢者医療に関すること。
- (14) 総合窓口（支所に限る。）において処理する医療助成に関すること。
- (15) 総合窓口（支所に限る。）において処理する身体障害者手帳及び療育手帳に関すること。
- (16) 総合窓口（支所に限る。）において処理するし尿処理の受付に関すること。
- (17) 支所において処理する税務関係の証明に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (18) 支所において処理するマイキー I D 設定支援等に関すること。
- (19) 総合窓口において処理する就学援助及び奨学金に関すること。
- (20) 改葬の許可に関すること。
- (21) 一般旅券に関すること。
- (22) 火葬証明に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (23) 支所並びに支所における地域住民の相談、要望等の連絡調整、地域住民団体の活動の協力及び市税、手数料その他の収納金の収納に関すること。
- (24) 支所庁舎の維持管理に関すること。
- (25) 枚方市駅市民室サービスセンターに関すること。
- (26) パスポートセンターに関すること。
- (27) おくやみコーナーに関すること。

第9条の表国民健康保険室の項の前に次のように加える。

市民室市民課

- (1) 戸籍に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (2) 埋火葬の許可に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (3) 特別永住者及び中長期在留者に関すること。
- (4) 住民基本台帳に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (5) 印鑑登録に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (6) 住居表示に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (7) 自動車臨時運行許可に関すること。
- (8) 公的個人認証サービスに関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (9) 個人番号の指定等及び個人番号カードの交付に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。

- (10) 総合窓口（支所を除く。）において処理する児童手当に関する事。
- (11) 総合窓口（支所を除く。）において処理する国民年金に関する事。
- (12) 総合窓口（支所を除く。）において処理する国民健康保険に関する事。
- (13) 総合窓口（支所を除く。）において処理する介護保険に関する事。
- (14) 総合窓口（支所を除く。）において処理する後期高齢者医療に関する事。
- (15) 総合窓口（支所を除く。）において処理する医療助成に関する事。
- (16) 総合窓口（支所を除く。）において処理する身体障害者手帳及び療育手帳に関する事。
- (17) 総合窓口（支所を除く。）において処理するし尿処理の受付に関する事。
- (18) 税務関係の証明に関する事。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (19) マイキー I D 設定支援等に関する事。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (20) 住居表示改正審議会に関する事。

第 9 条の表国民健康保険室の項を次のように改める。

国民健康保険室国民健康保険課

- (1) 国民健康保険に関する事。
- (2) 国民健康保険運営協議会に関する事。

第 9 条の表年金児童手当課の項の前に次のように加える。

国民健康保険室後期高齢者医療課

- (1) 後期高齢者医療に関する事。

第 9 条を第 8 条とする。

第 10 条中「室及び」を削り、同条の表人事課の項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 組織管理に関する事。

第 10 条の表コンプライアンス推進課の項中第 19 号を第 20 号とし、第 18 号の次に次の 1 号を加える。

- (19) 専門委員及び庁内委員会、附属機関その他これらに類する会議体に関する事。

第 10 条の表総務管理室の項中「総務管理室」を「総務管理室総務管理課」に改め、第 13 号から第 24 号までを削り、第 25 号を第 13 号とし、同項の次に次のように加える。

総務管理室財産管理課

- (1) 市有財産の有効活用に係る調査研究、企画及び総合調整に関する事。
- (2) 市営住宅の管理に関する事。
- (3) 普通財産の取得、管理及び処分に関する事。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (4) 行政財産の管理の総括に関する事。
- (5) 不動産の取得、処分、交換及び賃貸借に係る鑑定に関する事。
- (6) 不動産の取得に係る損失補償金の算定に関する事。
- (7) 市有財産の登記に関する事。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (8) 市有建築物等の損害共済及び賠償保険に関する事。
- (9) 寄附收受に関する事。ただし、他の課の所管するものを除く。

(10) 地価公示及び地価調査に関すること。

(11) 土地開発公社に関すること。

(12) 財産区に関すること。

第10条を第9条とする。

第11条の表商工振興課の項第8号中「及び雇用推進事業者選定審査会」を「、雇用推進事業者選定審査会及び技能勤労者表彰審査会」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 勤労者福祉に関すること。

第11条の表文化生涯学習課の項第4号中「市民会館及び生涯学習市民センター」を「生涯学習市民センター及び総合文化芸術センター」に改め、同条を第10条とする。

第12条中「室及び」を削り、同条の表健康福祉総務課の項中「健康福祉総務課」を「健康福祉政策課」に改め、第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の3の規定に基づく包括的な支援体制の整備に係る施策の企画及び総合調整に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。

第12条の表地域健康福祉室の項を次のように改める。

健康寿命推進室長寿・介護保険課

(1) 高齢者福祉に係る施策の企画、調整及び実施に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。

(2) 介護保険に関すること。

(3) 市立特別養護老人ホーム、市立デイサービスセンター、市立老人福祉センター楽寿荘、総合福祉センター及びシルバー作業所に関すること。

(4) シルバー人材センターに関すること。

(5) 介護認定審査会及び介護保険施設等整備審議会に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。

第12条の表福祉指導監査課の項の前に次のように加える。

健康寿命推進室健康づくり・介護予防課

(1) 健康増進に係る施策の企画、調整及び実施に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。

(2) 高齢者の介護予防に関すること。

(3) 国民健康保険に係る特定健康診査及び特定保健指導に関すること。

(4) 食育に関すること。

(5) 歯科口腔保健に関すること。

(6) 健康寿命の延伸に関すること。

(7) 健康経営の推進に関すること。

(8) 健康増進計画審議会、食育推進計画審議会及び介護予防事業に係る成果連動型民間委託契約方式事業者選定審査会に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。

健康寿命推進室母子保健課

- (1) 母子保健に関すること。
- (2) 予防接種に関すること。
- (3) 身体障害児及び慢性疾患児の療育指導に関すること。
- (4) 地域における保健活動に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (5) 枚方市保健センター庁舎に関すること。
- (6) 予防接種健康被害調査会に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。

第12条の表福祉指導監査課の項第1号から第5号までの規定中「指導監督」を「指導監査」に改め、同項第6号を同項第8号とし、同項第5号の次に次の2号を加える。

- (6) 特定教育・保育施設等及び特定子ども・子育て支援施設等の指導監査に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (7) 社会福祉連携推進法人の認定及び指導監査に関すること。

第12条の表福祉事務所の項を次のように改める。

福祉事務所健康福祉総合相談課

- (1) 社会福祉法第106条の3の規定に基づく包括的な支援体制の整備の実施に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (2) 生活困窮者の福祉に係る施策の企画、調整及び実施に関すること。
- (3) 地域包括ケアの推進に関すること。
- (4) ホームレスの自立支援に関すること。
- (5) 生活困窮者の自立支援に関すること。
- (6) 暮らしの資金に係る相談、貸付け及び回収に関すること。
- (7) 地域包括支援センターの運営に関すること。
- (8) 地域包括支援センター運営等審議会及び老人ホーム入所判定審査会に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。

第12条の表保健医療課の項の前に次のように加える。

福祉事務所障害企画課

- (1) 障害者福祉に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 障害者福祉に係る施策（補装具費の支給、日常生活用具の給付並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当等の給付並びに事業者支援等に係るものに限る。）の実施に関すること。
- (3) 枚方市立障害者社会就労センターに関すること。
- (4) 障害者施設等整備審査会及び障害者地域生活支援事業者選定審査会に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。

福祉事務所障害支援課

- (1) 障害者福祉に係る施策の実施に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく入院同意に関すること。
- (3) 介護給付費等の支給に関する審査会に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。

福祉事務所生活福祉課

- (1) 生活保護に関すること。
- (2) 行旅死亡人及び行旅病人に関すること。
- (3) 身寄りのない独居人の死亡に関すること。
- (4) 中国残留邦人等及び特定配偶者に対する支援給付及び配偶者支援金に関すること。

第12条を第11条とする。

第13条の表子ども青少年政策課の項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 子ども家庭総合支援拠点に係る調整に関すること。

第13条の表子ども青少年政策課の項に次の1号を加える。

- (7) 子どもの貧困に関すること。

第13条の表子ども青少年政策課の項の次に次のように加える。

子どもの育ち見守り室子ども相談課

- (1) 母子及び父子並びに寡婦の福祉に関すること。
- (2) 助産施設及び母子生活支援施設に関すること。
- (3) 子ども・若者に係る相談及び支援に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (4) 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係るスクールソーシャルワーカーに関すること。

子どもの育ち見守り室子ども支援課

- (1) 児童虐待の防止に関すること。
- (2) 子ども・若者に係る生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある重大事案の相談及び支援に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。

第13条の表私立保育幼稚園課の項中「私立保育幼稚園課」を「子育て支援室私立保育幼稚園課」に改め、同表公立保育幼稚園課の項中「公立保育幼稚園課」を「子育て支援室公立保育幼稚園課」に改め、同表保育幼稚園入園課の項中「保育幼稚園入園課」を「子育て支援室保育幼稚園入園課」に改め、同項第1号中「支給認定」を「給付認定」に改め、同条を第12条とする。

第14条の表以外の部分中「室及び」を削り、同条の表環境政策室の項、減量業務室の項及び施設管理室の項を次のように改める。

環境政策課

- (1) 環境に係る施策の企画、立案及び調整に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (2) 上下水道局との連絡調整（水道事業に係るものに限る。）に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (3) 自然環境の保全に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (4) 地球温暖化防止対策に関すること。
- (5) まちの美化に係る普及・啓発、指導等に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。

- (6) 鳥獣の捕獲許可等に関すること。
- (7) 規格葬儀に関すること。
- (8) 市立火葬場に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (9) 部の職員の福利厚生に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (10) 環境審議会及び環境紛争調整委員に関すること。

循環型社会推進室循環型社会推進課

- (1) 循環型社会の推進に係る施策の企画、立案、調整及び総括に関すること。
- (2) 部の職員の安全衛生及び公務災害の事務処理の総括に関すること。
- (3) ごみ（一般廃棄物（し尿及び汚泥を除く。）に限る。以下この条において同じ。）の処理手数料及び当該処理手数料に係る証紙に関すること。
- (4) ごみ処理の広域連携に係る総合調整に関すること。
- (5) 北河内4市リサイクル施設組合に関すること。
- (6) 室の職員の福利厚生に係る調整に関すること。
- (7) 室の施設の周辺整備に係る調整に関すること。
- (8) 枚方京田辺環境施設組合に関すること。
- (9) 廃棄物減量等推進審議会に関すること。

循環型社会推進室ごみ減量推進課

- (1) 家庭系ごみの減量施策、資源化及び適正処理の推進に関すること。
- (2) ごみの収集・運搬（委託して実施するものに限る。）に関すること。
- (3) 循環型社会推進室ごみ減量推進課、家庭ごみ業務第1課及び家庭ごみ業務第2課で使用する公用車の管理に関すること。
- (4) 循環型社会推進室ごみ減量推進課、家庭ごみ業務第1課及び家庭ごみ業務第2課の会計年度任用職員の任免及び給与等に関すること。
- (5) 粗大ごみ及び臨時ごみの収集及び持込みに係る予約の受付に関すること。
- (6) 不法に投棄されたごみ（ごみの収集場所に投棄されたものに限る。）の収集に関すること。
- (7) 廃棄物減量等推進員に関すること。

第14条の表環境指導課の項の前に次のように加える。

循環型社会推進室家庭ごみ業務第1課

- (1) 家庭系ごみの適正処理の推進に関すること。
- (2) ごみ（一般ごみ、粗大ごみ及び古紙を除く。）の収集・運搬作業に関すること。
- (3) 不法に投棄されたごみ（ごみの収集場所に投棄されたものに限る。）の収集に関すること。
- (4) ふれあいサポート収集及び大型ごみ持出しサポート収集に関すること。

循環型社会推進室家庭ごみ業務第2課

- (1) 家庭系ごみの適正処理の推進に関すること。
- (2) ごみ（一般ごみ、粗大ごみ及び古紙に限る。）の収集・運搬作業に関すること。
- (3) 不法に投棄されたごみ（ごみの収集場所に投棄されたものに限る。）の収集に関すること。
- (4) 資源ごみ等の持ち去り行為防止対策に関すること。

循環型社会推進室穂谷川資源循環センター

- (1) 部の施設の改良及び維持管理に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (2) 一般廃棄物（し尿及び汚泥を除く。）の処分に関すること。
- (3) 資源ごみ等のリサイクル処理に関すること。
- (4) ごみ処理施設の公害防止に関すること。
- (5) 持込みごみの受入れ及び指導に関すること。
- (6) ごみの計量記録に関すること。

循環型社会推進室東部資源循環センター

- (1) 東部清掃工場の改良及び維持管理に関すること。
- (2) 一般廃棄物（し尿及び汚泥を除く。）の処分に関すること。
- (3) 資源ごみ等のリサイクル処理に関すること。
- (4) ごみ処理施設の公害防止に関すること。
- (5) 一般廃棄物収集運搬業者による持込みごみの受入れ及び指導に関すること。
- (6) ごみの計量記録に関すること。
- (7) 東部清掃工場周辺地域との連絡調整に関すること。
- (8) 最終処分場の維持管理に関すること。

循環型社会推進室希釈放流センター

- (1) 課の施設の新設、改良及び維持管理に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理業（し尿及び汚泥に係るものに限る。）及び浄化槽清掃業の許可及び指導に関すること。
- (3) 一般廃棄物収集運搬業者及び浄化槽清掃業者のし尿及び汚泥の受入れ及び指導に関すること。
- (4) し尿の収集及び運搬作業並びに処理に関すること。
- (5) 不法に投棄されたし尿の処理に関すること。
- (6) し尿の処理の申込み並びにし尿及び汚泥の処理手数料に関すること。
- (7) し尿及び汚泥の処理及び処理量の計量記録に関すること。
- (8) 公衆便所に関すること。

第14条の表環境指導課の項第3号中「法令に基づく公害関係の」を「公害関係法令に基づく」に改め、同条を第13条とする。

第15条中「室及び」を削り、同条の表市街地整備室の項及び施設整備室の項を次のように改める。

市街地整備室市街地開発課

- (1) 市街地開発事業の企画、立案、調整及び実施に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。

市街地整備室連続立体交差課

- (1) 連続立体交差事業の企画、総合調整及び実施に関すること。

第15条の表開発指導室開発調整課の項の前に次のように加える。

施設整備室施設計画課

- (1) 市有建築物（教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る教育機関に係る施設を含む。以下同じ。）の新設並びに改良工事の計画及び調整に関する事。
- (2) 市有建築物の定期点検の調整に関する事。
- (3) 市有建築物の建築物に係る定期点検の実施に関する事。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (4) 公共施設等の整備に係る P F I 事業の計画及び調整に関する事。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (5) 小中学校体育館空調設備整備 D B O 事業者選定審査会に関する事。

施設整備室建築課

- (1) 市有建築物の新設、改良、災害復旧及び補修工事の設計及び施行（建築設備及び土木に係るものにあつては、別に定めるものに限る。）に関する事。
- (2) 公共施設等の整備に係る P F I 事業の実施に関する事。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (3) 禁野小学校設計施工（D B）事業者選定審査会に関する事。

施設整備室設備課

- (1) 市有建築物の建築設備に係る新設、改良、災害復旧及び補修工事の設計及び施行に関する事。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (2) 市有建築物の建築設備に係る定期点検の実施に関する事。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (3) 公共施設等の建築設備の整備に係る P F I 事業の実施に関する事。ただし、他の課の所管するものを除く。

施設整備室施設管理課

- (1) 市有建築物の土木に係る新設、改良、災害復旧及び補修工事の設計及び施行に関する事。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (2) 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る学校用地及び学校関連用地の管理に関する事。
- (3) 市有建築物の環境整備に関する事。

第15条を第14条とする。

第16条中「室及び」を削り、同条の表道路河川管理課の項を削り、同表道路河川整備課の項第2号を削り、同項第3号中「道路及び河川」を「道路、河川及び法定外公共物」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「新設及び」を削り、同号を同項第3号とし、同表みち・みどり室の項を次のように改める。

みち・みどり室道路公園管理課

- (1) 道路、公園及び河川の境界明示、占用許可及び管理に関する事。
- (2) 法定外公共物の境界明示、使用許可及び管理に関する事。
- (3) 開発事業等に伴う道路及び公園に係る指導及び関係部課との連絡調整に関する事。

- (4) 市道路線の認定、変更及び廃止に関すること。
- (5) 道路の区域決定及び供用開始に関すること。
- (6) 私道の市道化の促進及び寄附収受に関すること。
- (7) 国又は大阪府の管理する公園、河川及び水路に係る連絡調整に関すること。
- (8) 緑化の推進及び緑地の保全に関すること。
- (9) 廃自動車認定審査会及び花と緑のまちづくり事業選定審査会に関すること。

第16条の表交通対策課の項の前に次の2項を加える。

みち・みどり室維持補修課

- (1) 道路、公園及び河川の維持補修に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (2) 交通安全施設及び法定外公共物の維持補修に関すること。

みち・みどり室工事委託課

- (1) 道路、公園及び河川の維持補修（委託して実施するものに限る。）に関すること。
- (2) 道路、公園、河川及び法定外公共物の災害復旧に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (3) 私道の舗装に関すること。
- (4) 公園の経営に関すること。
- (5) 市民の森管理事務所に関すること。

第16条の表交通対策課の項第1号中「に係る調整」を削り、同表用地課の項第1号中「次号から第4号までにおいて同じ。」及び「の総括」を削り、同項中第2号から第4号までを削り、第5号を第2号とし、第6号を第3号とし、同条を第15条とし、第17条から第20条までを1条ずつ繰り上げる。

（市駅周辺等まち活性化部設置規則の一部改正）

第2条 市駅周辺等まち活性化部設置規則（平成29年枚方市規則第20号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

市駅周辺まち活性化部設置規則

第1条中「及び香里ヶ丘地区の整備（以下「枚方市駅周辺の再整備等」という。）」を削り、「市駅周辺等まち活性化部」を「市駅周辺まち活性化部」に改める。

第2条第2号を削り、同条第3号中「再整備等」を「再整備」に改め、同号を同条第2号とする。

（危機管理監の設置に関する規則の一部改正）

第3条 危機管理監の設置に関する規則（令和2年枚方市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号を削り、同項第2号中「掌理し、その事務の処理について、第5条第1項の参事、次長及び副参事の職にある者を指揮監督する」を「掌理する」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号から同項第7号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項を削る。

第3条を次のように改める。

(職務遂行における原則と責任)

第3条 危機管理監の職にある者の職務遂行における原則と責任は、市長部局の職制に関する規則第6条の規定の例による。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

(子育て支援監の設置に関する規則の一部改正)

第4条 子育て支援監の設置に関する規則(令和2年枚方市規則第52号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号を削り、同項第2号中「事務を掌理し、その事務の処理について、第5条第1項の参事、次長及び副参事の職にある者を指揮監督する」を「事務その他の子ども・青少年に関する事務を掌理する」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「事務」の次に「その他の子ども・青少年に関する事務」を加え、同号を同項第2号とし、同項第4号中「事務」の次に「その他の子ども・青少年に関する事務」を加え、同号を同項第3号とし、同項第5号中「事務」の次に「その他の子ども・青少年に関する事務」を加え、同号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とし、同条第2項を削る。

第3条を次のように改める。

(職務遂行における原則と責任)

第3条 子育て支援監の職にある者の職務遂行における原則と責任は、市長部局の職制に関する規則第6条の規定の例による。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

(公の施設事務分掌規則の一部改正)

第5条 公の施設事務分掌規則(平成2年枚方市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条の表消費生活センターの項中「市民生活部」を「危機管理部」に改め、同表市民会館の項を削り、同表シルバー作業所の項及び楽寿荘の項中「地域健康福祉室」を「長寿・介護保険課」に改め、同表地域防災センターの項中「危機管理室」を「危機管理政策課」に改め、同表ひらかた子ども発達支援センターの項中「子ども未来部」を「子育て支援室」に改める。

第5条の表市民会館の項を削る。

第6条第1項の表市民会館の項を削る。

(枚方市清掃工場管理規則の一部改正)

第6条 枚方市清掃工場管理規則(平成21年枚方市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

清掃工場に施設管理責任者を置き、次の表の左欄に掲げる清掃工場の区分に応じ、同表右欄に定める者をもって充てる。

清 掃 工 場 の 区 分	施 設 管 理 責 任 者
穂谷川清掃工場	環境部循環型社会推進室穂谷川資源循環センター課長

第3条第2項第2号中「施設管理室」を「それぞれ穂谷川資源循環センター及び東部資源循環センター」に改め、「（穂谷川清掃工場及び東部清掃工場に係るものに限る。）」を削る。

（枚方市物品管理規則の一部改正）

第7条 枚方市物品管理規則（平成18年枚方市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「部等（危機管理室及び子どもの育ち見守りセンターを除く。）」を「部及び室」に改め、「並びに危機管理室及び子どもの育ち見守りセンター」を削り、「並びに市駅周辺等まち活性化部、債権回収課、消費生活センター」を「、消費生活センター、市駅周辺まち活性化部、債権回収課」に、「及び会計課」を「、会計課」に、「並びに教育委員会事務局」を「、教育委員会事務局」に、「並びに市議会」を「及び市議会事務局の各課」に、「、選挙管理委員会」を「並びに選挙管理委員会」に改める。

（枚方市福祉事務所に関する規則の一部改正）

第8条 枚方市福祉事務所に関する規則（平成16年枚方市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、枚方市事務分掌条例（昭和46年枚方市条例第19号）第1条に規定する子どもの育ち見守りセンター」を削り、「地域健康福祉室、福祉事務所」を「健康福祉総合相談課、障害企画課、障害支援課、生活福祉課、子ども相談課、子ども支援課」に改める。

（枚方市保健所条例施行規則の一部改正）

第9条 枚方市保健所条例施行規則（平成26年枚方市規則第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「地域健康福祉室」を「健康づくり・介護予防課、母子保健課」に改める。

第3条第2項中「地域健康福祉室」を「健康づくり・介護予防課及び母子保健課」に改める。

第4条第1項中「保健所に」の次に「参事及び」を加える。

第5条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 保健所の参事は、保健所の所長の命を受け、保健所の所長が指定する担当事務の執行に当たる。

附 則 [令和4年3月31日公布]

（施行期日）

第1条 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（市長部局の職制に関する規則の一部改正）

第2条 市長部局の職制に関する規則（平成15年枚方市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「部等（危機管理室及び子どもの育ち見守りセンターを除く。）」を「部及び室」に改め、同条第2号中「並びに枚方市事務分掌条例第1条に規定する危機管理室及び子どもの育ち見守りセンター」を削る。

(枚方市専門委員設置規則の一部改正)

第3条 枚方市専門委員設置規則(昭和58年枚方市規則第65号)の一部を次のように改正する。

別表不動産取得等評価委員の項中「総務部総務管理室」を「総務部総務管理室財産管理課」に改め、同表廃棄物減量等対策委員の項中「環境部環境政策室」を「環境部循環型社会推進室循環型社会推進課」に改める。

(枚方市庁舎管理規則の一部改正)

第4条 枚方市庁舎管理規則(平成12年枚方市規則第81号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「並びに危機管理室及び子どもの育ち見守りセンター」を削り、「市駅周辺等まち活性化部、債権回収課、消費生活センター」を「消費生活センター、市駅周辺まち活性化部、債権回収課」に改め、「会計課」の次に「、教育委員会事務局の各課(室であって課を置かないものを含む。)」を加え、「、市議会事務局、選挙管理委員会事務局」を「及び市議会事務局の各課並びに選挙管理委員会事務局」に改め、「並びに教育委員会の事務局の各課(室であって課を置かないものを含む。)」を削る。

(枚方市予算規則の一部改正)

第5条 枚方市予算規則(昭和54年枚方市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「市駅周辺等まち活性化部課長、債権回収課長、消費生活センター所長」を「消費生活センター所長、市駅周辺まち活性化部課長、債権回収課長」に、「中央図書館副館長」を「中央図書館館長」に、「選挙管理委員会事務局次長」を「選挙管理委員会事務局課長」に、「監査委員事務局次長」を「監査委員事務局課長」に、「農業委員会事務局次長」を「農業委員会事務局課長」に改める。

(枚方市公有財産等の管理に関する規則の一部改正)

第6条 枚方市公有財産等の管理に関する規則(昭和39年枚方市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「市駅周辺等まち活性化部長」を「市駅周辺まち活性化部長」に改める。

(枚方市印鑑条例施行規則の一部改正)

第7条 枚方市印鑑条例施行規則(平成2年枚方市規則第44号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「市民室」を「市民課」に改める。

(枚方市印鑑条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第8条 前条の規定による改正前の枚方市印鑑条例施行規則様式第2号により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、同条の規定による改正後の枚方市印鑑条例施行規則様式第2号により作成した用紙として使用することができる。

(枚方市準用河川の管理に関する規則の一部改正)

第9条 枚方市準用河川の管理に関する規則(昭和51年枚方市規則第35号)の一部を次のように改正する。

第2条中「土木部道路河川管理課」を「土木部みち・みどり室道路公園管理課」に改める。